北九州管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	22時15分から翌日の７時45分まで
佐賀管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、那覇空港事務所）	６時30分から８時まで及び19時30分から24時まで
（略）		

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適　用　時　間
（略）		
南紀白浜情報圏	南紀白浜空港出張所（災害等により当該出張所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時30分から20時まで
（略）		

北九州管制圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	22時15分から翌日の７時45分まで
（略）		

別表第二

航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適　用　時　間
（略）		
南紀白浜情報圏	南紀白浜空港出張所（災害等により当該出張所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時30分から20時まで
佐賀情報圏	佐賀空港出張所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、福岡空港事務所）	８時から19時30分まで
	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、那覇空港事務所）	６時30分から８時まで及び19時30分から24時まで
（略）		

附　則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。